

浜田市行財政改革大綱（案）

への意見を募集します。

1 意見提出期間

平成27年10月1日（木）～ 平成27年10月20日（火）

2 意見提出ができる方

- 浜田市にお住まいの方
- 浜田市内の職場に勤務、または学校に在学している方
- 浜田市に納税義務がある方、または利害関係を有する方

3 閲覧及び提出方法

- 【閲覧方法】 ①閲覧期間 10月1日（木）～10月20日（火）開庁日時
②閲覧場所 ■市ホームページ
「浜田市の概要」>「広報・広聴」>「パブリックコメント」
■市庁舎窓口（本庁行財政改革推進課、各支所防災自治課）
■市立公民館（分館含む）
■市立中央図書館

【提出方法】 指定の様式に必要な事項を記入の上、「直接持参」「郵送」「FAX」「電子メール」のいずれかの方法で提出してください。

【提出先】 浜田市 総務部 行財政改革推進課 行革推進係
※ 直接持参の場合に限り、各支所防災自治課でも受け付けます。

4 公募結果の公表

提出されたご意見は、後日、市の考えを添えて市ホームページや市役所担当課窓口で一括して公表します。

なお、ご意見を提出された方への個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

5 お問い合わせ先及び意見提出先

〒697-8501 浜田市殿町1番地

浜田市 総務部 行財政改革推進課 行革推進係

電話：(0855) 25-9101【直通】 FAX：(0855) 23-0210

E-mail：gyokaku@city.hamada.shimane.jp

意見提出用紙

案 件 名	浜田市行財政改革大綱（案）
募集期間	平成 27 年 10 月 1 日（木）～平成 27 年 10 月 20 日（火）
ご 意 見	
住所 (法人等は所在地)	
氏名 (法人等は名称・代表者氏名)	
連絡先 (電話番号)	

【提出期限】 平成 27 年 10 月 20 日(火)必着

※ 郵送の場合は、平成 27 年 10 月 20 日の消印まで有効とします。

【提出先】 ■浜田市 総務部 行財政改革推進課 行革推進係

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電話 0855-25-9101【直通】

FAX 0855-23-0210

E-Mail（行財政改革推進課）gyokaku@city.hamada.shimane.jp

■浜田市 各支所防災自治課 地域振興係（直接持参の場合のみ）

【その他】 電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。